

RoHS対象6物質のライフサイクルの各段階における関連法令等

対象物質	鉛	水銀	カドミウム	六価クロム	PBB	PBDE
物質管理	化管法 :法第2条第2項、施行令第1条別表第1、第1種指定化学物質(230 鉛及びその化合物)(1質量% (鉛として)以上を含有する製品)	化管法 :法第2条第2項、施行令第1条別表第1、第1種指定化学物質(175 水銀及びその化合物)(1質量% (水銀として)以上を含有する製品) 毒物及び劇物取締法 :法第2条別表第1毒物(15 水銀)(原体(工業用純品)及び製剤)	化管法 :法第2条第2項、施行令第1条別表第1第1種指定化学物質、施行令第4条特定第1種指定化学物質(60 カドミウム及びその化合物)(0.1質量% (カドミウムとして)以上を含有する製品)	化管法 :法第2条第2項、施行令第1条別表第1第1種指定化学物質、施行令第4条特定第1種指定化学物質(69 六価クロム化合物)(0.1質量% (クロムとして)以上を含有する製品) 毒物及び劇物取締法 :指定令第2条劇物(60 重クロム酸塩類、26 クロム酸塩類(含製剤))		化管法 :法第2条第2項、施行令第1条別表第1、第1種指定化学物質(197 デカブロモジフェニル=エーテル)(1質量%以上を含有する製品) 化管法 :法第2条第5項、第二種監視化学物質(429 デカブロモジフェニルエーテル)(含混合物)
労働衛生・安全	労働安全衛生法 :法第57条の2、施行令第18条の2別表第9名称等を通知すべき有害物(410 鉛及びその無機化合物)(1質量%を超える製剤その他のもの) 労働安全衛生法 :法第65条の2作業環境評価基準(34 鉛及びその化合物) 労働安全衛生法 :粉じん障害防止規則第2条別表粉じん作業(鉛)(粉じん) 労働基準法(疾病他) :法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号疾病化学物質(鉛及びその化合物) じん肺法 :法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業(鉛)(粉じん)	労働安全衛生法 :施行令別表第3特定化学物質等(第2類物質)(22 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く))(製剤その他のもの、1%以下を除く) 労働安全衛生法 :法第65条の2作業環境評価基準(20 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)) 労働安全衛生法 :施行令第18条名称等を表示すべき有害物(17 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く))(含製剤その他のもの、1質量%以下を含有するものを除く) 労働安全衛生法 :法第57条の2、施行令第18条の2別表第9名称等を通知すべき有害物(314 水銀及びその無機化合物)(1質量%を超える製剤その他のもの) 労働基準法(疾病他) :法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号疾病化学物質(水銀及びその化合物(アルキル水銀を除く)) 消防法 :法第9条の2貯蔵等の届出を要する物質危険物規制令第1条の10(1項5号別表第一 水銀)	労働安全衛生法 :施行令別表第3特定化学物質等(第2類物質)(10 カドミウム及びその化合物)(製剤その他のもの、1%以下を除く) 労働安全衛生法 :法第65条の2作業環境評価基準(10 カドミウム及びその化合物) 労働安全衛生法 :法第57条の2、施行令第18条の2別表第9名称等を通知すべき有害物(130 カドミウム及びその化合物)(1質量%を超える製剤その他のもの) 労働基準法(疾病他) :法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号疾病化学物質(カドミウム及びその化合物)	労働安全衛生法 :施行令別表第3特定化学物質等(第2類物質)(11 クロム酸及びその塩、21 重クロム酸及びその塩(製剤その他のもの、1%以下を除く)) 労働安全衛生法 :法第65条の2作業環境評価基準(11 クロム酸及びその塩、19 重クロム酸及びその塩) 労働安全衛生法 :施行令第18条名称等を表示すべき有害物(8 クロム酸及びその塩、16 重クロム酸及びその塩)(製剤その他のもの、1質量%以下を含有するものを除く) 労働安全衛生法 :法第57条の2、施行令第18条の2別表第9名称等を通知すべき有害物(143 クロム及びその化合物)(1質量%を超える製剤その他のもの) 労働基準法(疾病他) :法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号がん原性化学物質(14 クロム酸塩又は重クロム酸塩) 労働基準法(疾病他) :法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号疾病化学物質(クロム及びその化合物) 消防法 :法第2条危険物別表第1類酸化性固体、重クロム酸塩類(9 重クロム酸塩類)(固体の重クロム酸塩類で、政令で定める試験法で酸化力の潜在的な危険性の性状を有するもの)	労働安全衛生法 :法第57条の2、施行令第18条の2別表第9名称等を通知すべき有害物(306 臭素化ビフェニル)(1質量%を超える製剤その他のもの)	消防法 :法第2条危険物別表第4類引火性液体、第3石油類非水溶性液体(第3石油類非水溶性液体)(引火点が70 以上200 未満のもの、ただし可燃性液体量が40%以下のものを除く)(4-プロモジフェニルエーテル)
環境汚染	大気汚染防止法 :施行令第1条有害物質(4 鉛及びその化合物)(排気) 水質汚濁防止法 :施行令第2条有害物質、排水基準を定める省令第1条(4 鉛及びその化合物) 下水道法 :施行令第9条の4水質基準物質(4 鉛及びその化合物) 土壌汚染対策法 :法第2条第1項、施行令第1条特定有害物質(19 鉛及びその化合物)	水質汚濁防止法 :施行令第2条有害物質、排水基準を定める省令第1条(7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物) 下水道法 :施行令第9条の4水質基準物質(7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物) 土壌汚染対策法 :法第2条第1項、施行令第1条特定有害物質(12 水銀及びその化合物)	大気汚染防止法 :施行令第1条有害物質(1 カドミウム及びその化合物)(排気) 水質汚濁防止法 :施行令第2条有害物質、排水基準を定める省令第1条(1 カドミウム及びその化合物) 下水道法 :施行令第9条の4水質基準物質(1 カドミウム及びその化合物) 土壌汚染対策法 :法第2条第1項、施行令第1条特定有害物質(1 カドミウム及びその化合物)	水質汚濁防止法 :施行令第2条有害物質、排水基準を定める省令第1条(5 六価クロム化合物) 下水道法 :施行令第9条の4水質基準物質(5 六価クロム化合物) 土壌汚染対策法 :法第2条第1項、施行令第1条特定有害物質(2 六価クロム化合物)		海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 :施行規則第30条の2の3、国土交通省告示・個品運送PP(〔国連番号〕3151 ポリハロゲン化ビフェニル又はポリハロゲン化テルフェニル類)(液体、ポリ塩化ビフェニルを除く、1質量%以上)
廃棄物	廃棄物処理法 :法第2条第5項、施行令第2条の4特別管理産業廃棄物(5 鉛及びその化合物を含有する特定有害産業廃棄物)(1mg/L(鉛)以上含有する廃油、廃酸、廃アルカリ及び処理物、0.3mg/L(鉛)以上溶出する燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん及び処理物)	廃棄物処理法 :法第2条第5項、施行令第2条の4特別管理産業廃棄物(5 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物を含有する特定有害産業廃棄物)(0.05mg/L(水銀)以上含有する廃油、廃酸、廃アルカリ及び処理物、0.005mg/L(水銀)以上溶出する燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん及び処理物)	廃棄物処理法 :法第2条第5項、施行令第2条の4特別管理産業廃棄物(5 カドミウム及びその化合物を含有する特定有害産業廃棄物)(1mg/L(Cd)以上含有する廃油、廃酸、廃アルカリ及び処理物、0.3mg/L(Cd)以上溶出する燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん及び処理物)	廃棄物処理法 :法第2条第5項、施行令第2条の4特別管理産業廃棄物(5 六価クロム化合物を含有する特定有害産業廃棄物)(5mg/L(6価)以上含有する廃油、廃酸、廃アルカリ及び処理物、1.5mg/L(六価)以上溶出する燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん及び処理物)		
輸送		航空法 :施行規則第194条危険物告示別表第1腐食性物質(8 水銀)(物品中に含まれるもの、物品当たりの水銀の含有量が1mg以下で、包装物当たりの合計量が1g以下のものを除く) 船舶安全法 :危規則第2、3条危険物告示別表第1腐じょく性物質(〔国連番号〕2809 水銀)(機械類、日用品等に用いられている質量1キログラム以下の水銀を除く) 濃則法 :施行規則第12条危険物告示腐食性物質(水銀)(機械類、日用品等に用いられている質量1キログラム以下の水銀を除く、等級3のものを除く) 道路法 :施行令第19条の13、車両の通行の制限、日本道路公団公示別表(別表第2-3 水銀)(含製剤、液体)		航空法 :施行規則第194条危険物告示別表第1毒物類・毒物(6.1 その他の毒物;重クロム酸カリ)(固体、無機物) 船舶安全法 :危規則第2、3条危険物告示別表第1毒物類(〔国連番号〕3288 その他の毒物;重クロム酸カリ)(固体、無機物、他の危険性を有しないもの) 濃則法 :施行規則第12条危険物告示毒物類(重クロム酸カリ)(等級3のものを除く) 道路法 :施行令第19条の13、車両の通行の制限、日本道路公団公示別表(別表第2-4 ニクロム酸カリウム)	船舶安全法 :危規則第2、3条危険物告示別表第1有害性物質(〔国連番号〕3151 ポリハロゲン化ビフェニル又はポリハロゲン化テルフェニル類)(液体、ポリ塩化ビフェニルを除く)	
輸出入	バーゼル法 :法第2条第1項第1号イ/三省告示(二十九イ 鉛/鉛化合物)(廃棄物、0.1質量%以上) 外国為替及び外国貿易法 :輸入貿易管理令第4条第1項第2号(2号承認)(鉛/鉛化合物)(0.1質量%以上(廃棄物)) 外国為替及び外国貿易法 :輸出貿易管理令別表第二(輸出の承認)(21の2の(一)-2 四アルキル鉛) 外国為替及び外国貿易法 :輸出貿易管理令別表第二(輸出の承認)(35の2(一)-二十九イ 鉛/鉛化合物)(0.1質量%以上(廃棄物))	バーゼル法 :法第2条第1項第1号イ/三省告示(二十七イ 水銀/水銀化合物)(廃棄物、0.1質量%以上) 外国為替及び外国貿易法 :輸入貿易管理令第4条第1項第2号(2号承認)(水銀/水銀化合物)(0.1質量%以上(廃棄物)) 外国為替及び外国貿易法 :輸出貿易管理令別表第二(輸出の承認)(35の2(一)-二十七イ 水銀/水銀化合物)(0.1質量%以上(廃棄物))	バーゼル法 :法第2条第1項第1号イ/三省告示(二十四イ カドミウム/カドミウム化合物)(廃棄物、0.1質量%以上) 外国為替及び外国貿易法 :輸入貿易管理令第4条第1項第2号(2号承認)(カドミウム/カドミウム化合物)(0.1質量%以上(廃棄物)) 外国為替及び外国貿易法 :輸出貿易管理令別表第二(輸出の承認)(35の2(一)-二十四イ カドミウム/カドミウム化合物)(0.1質量%以上(廃棄物))	バーゼル法 :法第2条第1項第1号イ/三省告示(十九イ 六価クロム化合物)(廃棄物、0.1質量%以上) 外国為替及び外国貿易法 :輸入貿易管理令第4条第1項第2号(2号承認)(六価クロム化合物)(0.1質量%以上(廃棄物)) 外国為替及び外国貿易法 :輸出貿易管理令別表第二(輸出の承認)(35の2(一)-十九イ 六価クロム化合物)(0.1質量%以上(廃棄物))		
製品	水道法 :法第4条第2項、水質基準の省令(6 鉛及びその化合物)	水道法 :法第4条第2項、水質基準の省令(4 水銀及びその化合物)	水道法 :法第4条第2項、水質基準の省令(3 カドミウム及びその化合物)	水道法 :法第4条第2項、水質基準の省令(8 六価クロム化合物)		